

第2節 組織・機構

第2次大戦中は試験場職員も多くは戦場に赴いた。そのため人手は不足し,加えて肥料,農薬などの農業生産資材も欠乏していた。こうした中で在場職員は食糧増産に励みながら圃場を維持管理するのが精一杯で,満足な研究ができる状態ではなかった。しかし出征中の場職員も終戦後は相次いで復員し,国内の産業も軍需から平和産業に切り替えられて,農業資材の生産も順調に行われるようになり,再び試験研究の体制が整ってきた。

稲・麦など主要食糧増産の研究は戦後久しくその中心をなしていたが,一方では野菜,果樹など園芸作物の振興も図られ,その技術開発のため,新しく試験地や原種圃が設置された。すなわち,昭和23年4月には柿,栗など落葉果樹の研究を対象とした大山果樹試験地がいち早く開設され,25年には阿波郡久勝町森沢にあった農民道場の施設圃場を引き継いで久勝原種圃が設置された。さらに2年後の27年には県内有数の野菜生産地として伸びつつあった板野郡藍園村に藍園蔬菜試験地が設立され,同じ年に,3月末に廃止となった経営伝習農場のあとをうけて板東園芸試験地が開設された。

県南海部地方では温暖な気候を利用した油障子による促成栽培がビニールハウス栽培が始まる以前から盛んで,海部郡農業振興協議会ではその振興を図るために昭和26年に海部園芸研究所を設立してこれに対応していたが,その後ビニールハウス栽培が始まり,これが本格的に普及するにつれて,栽培技術上いろいろな問題点が生じ,当時の研究体制ではこれに応じられなくなったために,県では地元の強い要望に応じて昭和29年に前記園芸研究所の施設圃場を承け継ぎ,海部園芸試験地を新しく発足させた。同試験地は用地が借地であったことと,試験圃場が手狭になったために,43年3月現在地の海南町多良に移った。

県内の苜蓿栽培は,戦後再び地域の特産物として栽培振興の気運が高まり,それに伴う早期収穫技術の開発など地元栽培農家の強い要請に応じて,県では昭和31年に全国でも数少ない苜蓿栽培試験地を旧橋町福井に設立した。開設当初は苜蓿栽培指導所と呼んで農業改良課の直轄であったが,間もなく農事試験場の所管となった。

一方,昭和13年に改築された本場の本造庁舎も老朽化が進み,戦前からの研究施設や圃場では,戦後急速に近代化が進んでいた農業に対応した試験研究が困難となったために,昭和41年頃から改築問題が具体化し,43年から45年の3か年をかけて石井町に移転,改築が行われた。これによって従来分場,試験地で実施していた試験の多くは本場で実施できること,車社会の到来で交通事情もよくなり,必要があれば現地試験で対応できることなどを理由に,阿波原種農場(昭和44年),富岡分場(同46年),藍住分場(同46年)が相次いで廃止となった。

一方,部・科・係など本場における内部組織の変遷をみると,大正11年に種芸部,農芸化学部,菌虫部,園芸部,庶務係,会計係と改組(訓令第11号)されて以来,久しく改められた様子はなかった。しかし,戦後国の農業研究組織が総合化の方向に進んで,農業技術研究所と地域農業試験場の2本建となり,都道府県でも昭和24,25年頃からこれに準じて組織を改変するところが多く,名称も作物や耕種部門だけを対象とした農事から,より幅の広い農業の試験研究をめざして,農事試験場から農業試験場と改められた。本県においても昭和32年に徳島県農業試験場設置規則によって下記のように試験場規程の全面改正を行い,部を科,係制に改めると共に新しく経営科を設け,徳島県立農事試験場を徳島県農業試験場と改称した。

徳島県規則第3号
昭和三十二年二月一日
徳島県知事 原 菊太郎
徳島県農業試験場設置規則

徳島県立農事試験場規程(大正十一年徳島県令第六号)の全部を改正する。

(設置)
第一条 農業生産の増大および農業経営の合理化に必要な試験研究並びに調査等を行うため,徳島県農業試験場(以下「試験場」という)を徳島市鮎喰町二丁目十一番地に設置する。

(所掌事務)
第二条 試験場においては,次の事務をつかさどる。

- 一. 農作物の品種の改良および栽培に関すること。
- 二. 農作物の種苗の育成に関すること。
- 三. 土壌および肥料に関すること。
- 四. 農業経営の改善に関すること。
- 五. 農作物の病害虫に関すること。
- 六. 農業の機械化に関すること。
- 七. 農業技術者の養成に関すること。
- 八. その他農業の振興に関すること。

(組織)
第三条 試験場に,分場並びに次の係および科を置く。

- 庶務係
- 作物科
- 園芸科
- 農芸化学科
- 病虫科
- 経営科

2.前項の分場の名称および位置は,次のとおりとする。

名 称	位 置
徳島県農業試験場 富岡分場	那賀郡富岡町大字領家字野神 三一五番地の一
徳島県農業試験場 池田分場	三好郡池田町字新山三六四九 番地の一

(職員)
第四条 試験場に,場長,係長,科長,分場長その他必要な職員を置く。

附 則

- 1.この規則は公布の日から施行する。
- 2.徳島県立農事試験場米麦原種配布規則(昭和二十二年徳島県令第九号)は廃止する。
- 3.この規則施行の際,現に徳島県立農事試験場に場に勤務又は兼務する職員で別に辞令を発せられないものは,徳島県農業試験場に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- 4.徳島県立農業講習所設置規則(昭和二十四年徳島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県立農事試験場」を「徳島県農業試験場」に改める。

- 5.徳島県会計規則(昭和三十一年徳島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一号および別表第四号本庁出納課の項中「徳島県立農事試験場」を「徳島県農業試験場」に改める。

昭和32年当時における組織および業務内容は下のとおりである。

場 長

- 一庶務係一人事服務,予算,給与,県有財産
物品購入,公印管守
- 一作物係一稲麦の栽培改善,原種決定試験
一水稻,麦系統適応性検定試験
一稲麦原種の生産配付
- 一阿波原種農場一稲,麦原種の生産配付
一水稻早期栽培の品種比較
- 一園芸科一果菜類品種改良,栽培肥料試験
一花き及び温室利用試験
一果菜類電熱利用栽培
- 一藍住園芸試験地一茄,トンネル栽培定植試験
一茄等品種改良試験
- 一海南園芸試験地一胡瓜・トマト抑制栽培試験
- 一橘菊栽培試験地一菊栽培の改善
- 一農芸化学科一肥料の効果試験
一低位生産地調査,現地改良試験
一耕土培養対策調査
- 一病虫科一作物の病害虫防除試験
一新農薬の効果検定
一土壌線虫の試験
- 一病害虫発生予察観察所(9か所)一病害虫発生予察事業
- 一経営科一當農試験地の試験
一牧野,飼料作物の試験
一農機具の試験
- 一池田分場一麦,雑穀類の栽培改善,原種決定試験
一茶の試験,緑茶,紅茶の見本栽培
一たばこ(黄色種,阿波葉)の栽培改善
- 一富岡分場一水稻早期栽培試験
一水稻二期作試験
一水稻,麦類原種栽培試験
- 一県立農業講習所,たばこ耕作技術員養成所

昭和38年には,戦後目覚ましい発達と普及を遂げつつあった農業機械の研究に対応するために農業機械科を独立させ(規則第59号)併設されていた農業講習所は41年4月農業大学校の新設に伴って廃止され,農業分校と特用作物分校がそれぞれ本場と池田分場に置かれた。昭和40年代に入ると生活排水,工場排水,排ガス,農薬などによる農業環境の汚染,また農産物における農薬残留などが大きな社会問題となるに及んで,初めは工場からの排ガス,廃液などの公害を農芸化学科で,農薬残留の関係を病虫科で担当していたが,昭和50年には病虫科から1名,農芸化学科から2名を配置換えし環境科を新設(規則第27号)してこれらに対応した。

昭和54年には原種,原々種生産の育種業務および栽培関係の研究業務を併せて行なっていた作物科から原種,原々種の生産部門を切り離し,これに特産野菜の優良系統の選抜,育成の業務を加えて育種科を新設した(規則第28号)。

徳島県の花き生産は水田利用再編対策の関係などもあって急速に伸び,また県民の花の愛好者も急増してきたために昭和55年に従来園芸科の中でそれぞれ独立的に業務を行っていた花き部門を分離独立させ,野菜科と花き科を設置した(規則第38号)。

管理部門では,石井町への移転,改築に先立って昭和44年に管理科を新設し,これまで各科に配属されていた作業員の集中管理と雇用人夫の労務管理,一般圃場の管理などを行なった。翌45年には管理係と改称し,係長の職種は研究職から行政職にかわり,労務,圃場管理のほかには県農業大学校農業分校に係わる業務も担当した。そして47年には管理係と従来庶務係を統括する総務課を新設した。

経済成長時代を迎え,国の行政改革に呼応して徳島県でも昭和55年7月に行財政改善研究会が発足し,その答申を受けて,昭和49年藍住町から石井町に移転,以来農業試験場構内に在った農業機械化センターを統合して58年4月に機械研修係を置いた(規則第42号)。これによって研究部門のほかには,行政機関としての研修部門を併設することになり,名称も徳島県農業試験場から徳島県立農業試験場と改められた(条例16号)。

現在の組織,業務内容および職員は次のとおりである。

徳島県立農業試験場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月二十二日

徳島県知事 三木 申三

徳島県条例第十六号

徳島県立農業試験場の設置及び管理に関する条例

(設置)
第一条 農業技術の改善,農業経営の合理化等を図るために必要な試験研究を推進し,併せて農業従事者等に対し農業の機械化を促進するための研修を行い,もって本県農業の振興に寄与するため,徳島県立農業試験場(以下「試験場」という)を西郡石井町に設置する。

(研修を受けるための手続)
第二条 農業の機械化を促進するための研修を受けようとする農業従事者等は,知事の許可を受けなければならない。ただし,試験場の施設以外の場所において行う研修については,この限りでない。

(損害の賠償)
第三条 前条の許可を受けた者は,試験場の施設,農業用機械等を損し,又は亡失したときは,これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし,知事は当該き損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは,その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)
第四条 この条例に定めるもののほか,分場の設置及び試験場の管理に関し必要な事項は,規則で定める。

附 則

(施行期日)
1.この条例は,昭和五十八年四月一日から施行する。

(徳島県農業機械化センターの設置及び管理に関する条例の廃止)
2.徳島県農業機械化センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十六号)は廃止する。

場 長

一 次 長

- 一総務課一庶務係一人事,予算,県有財産,物品の管理
一管理係一圃場,労務,一般農業機械の運営管理

- 一作物科一稲・麦・大豆の栽培技術の改善
一飼料作物,工芸作物の栽培法
一普通作物に対する除草剤の実用性検定

- 一野菜科一野菜優良品種の選定と栽培技術の改善
一施設園芸の技術開発
一園芸作物の原種・採種と品種改良

- 一花き科一草花の品種選定と栽培技術の改善
一花木類の生態調査と品種保存

- 一農芸化学科一施肥改善と作物の栄養障害の調査対策
一土壌肥および土壌改良
一有機資材の利用技術

- 一病虫科一病害虫の発生生態と防除技術
一病害虫の発生予察
一新殺菌,殺虫剤の実用性検定

- 一環境科一農業における大気,土壌,水質の汚染対策調査
一農業安全確認調査

- 一経営科一地域別農業経営の改善
一地域農業開発に関する調査

- 一農業機械科一作物栽培の機械化技術体系の確立
一農業機械の開発および改良

- 一育種科一稲・麦,適応品種の育成と選定
一稲,麦の原々種および原種の生産と配布

- 一機械研修係一農業機械の効率利用,安全な操作技術の研修
一農業機械の適切な導入の指導

- 一池田分場一山間地野菜の栽培技術の確立と生産安定
一緑茶の栽培法と加工技術の改善

- 一海南分場一県南暖地野菜の品種選定と栽培技術の確立

- 一阿南筍試験地一孟宗筍の栽培法の改善

一農業大学校農業分校,特用作物分校

第5表 職員(58年4月1日)

科分場	区分	事務吏員	技術吏員	その他	計	備考
場 長		1			1	
次 長		4 *			4	
総 務 課		3	2	11	16	
庶務係		3		1	4	
管理係			2	10	12	
作物科			4		4	
野菜科			5		5	
花き科			2		2	
農芸化学科			5		5	
病虫科			5		5	
環境科			1		1	
経営科			3		3	
農業機械科			2		2	
育種科			2		2	
機械研修係			1 **		1	
池田分場			3	1	4	
海南分場			2	1	3	
阿南筍試験地			1	1	2	
病害虫防除所			(9)		(9)	
計		3	43 (9)	14	60 (9)	

* 3名は環境科長,池田分場長兼務,機械研修担当
** 農業改良課本務()は外数である。